○防衛省告示第百四十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年六月二十七日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年七月八日から同月十一日（予備、同月十二日及び同月十三日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度一二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年六月二十七日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年七月八日から同月十一日（予備、同月十二日及び同月十三日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度一六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

参議院

議案付託

六月二十五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）　法務委員会に付託

法務局における遺言書の保管等に関する法律案（閣法第五九号）　法務委員会に付託

質問主意書提出

六月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第一五〇号）　齋藤　健

質問主意書転送

六月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

辺野古新基地建設に伴う調査により明らかになった大浦湾の軟弱地盤に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一四七号）　齋藤　健

辺野古新基地建設に伴う埋立工事の着手に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一四八号）　齋藤　健

「他国の武力の行使との一体化」に関する質問主意書（大野元裕提出）（第一四九号）　齋藤　健

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理　国務大臣　茂木　敏充

経済産業大臣世耕弘成海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する　同　茂木　敏充

内閣府特命担当大臣世耕弘成海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる　同　林　芳正

内閣府特命担当大臣松山政司海外出張不在中内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる（以上六月二十二日）

○環境大臣臨時代理　国務大臣　齋藤　健

環境大臣中川雅治海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する　同　齋藤　健

内閣府特命担当大臣中川雅治海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を命ずる（以上六月二十三日）

○経済産業大臣臨時代理解職　国務大臣　茂木　敏充

経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　同　茂木　敏充

内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる

○環境大臣臨時代理解職　同　齋藤　健

環境大臣中川雅治帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　同　齋藤　健

内閣府特命担当大臣中川雅治帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を免ずる　同　林　芳正

内閣府特命担当大臣松山政司帰朝につき内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を免ずる（以上六月二十四日）

（外務省大臣官房）外務事務官　中條　一夫

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する　（同）　同　平松　武

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（以上六月二十五日）

内閣府

（財務省大臣官房付）財務事務官　村上　勝彦

内閣府事務官（沖縄振興局参事官（調査金融担当））に転任させる　（沖縄振興局参事官（調査金融担当））内閣府事務官　安藤　年式

財務省に出向させる（以上六月二十五日）

法務省

白田　佳子

法制審議会委員に任命する（六月二十五日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　小泉　敬祐

神戸地方裁判所判事補に補する　神戸地方裁判所尼崎支部勤務を命ずる

兼ねて神戸家庭裁判所判事補に補する　神戸家庭裁判所尼崎支部勤務を命ずる

尼崎簡易裁判所判事に補する（六月十九日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月二十五日午前十時十七分御出門、日本学士院第百八回授賞式に御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸啓、午後零時五分還幸啓になった。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、千葉労働局の関係事業主を代表する者花澤和一の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成30年６月27日　厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。